

税制改革に関する要望

平成14年5月

中国経済連合会

はじめに

税制の抜本改革は構造改革の柱に位置づけられており、現在、政府の経済財政諮問会議および税制調査会で税制のあり方について議論が行われている。税制改革の理念は「誰もが負担し、努力が報われる税制」であるべきであり、税制改革を通じて企業や個人の活力を引き出し、経済活性化につなげるとともに、「国民が広く薄く負担を分かち合う社会」を構築することを念頭におくべきである。

こうしたことから、税制はこれまでの「公平・中立・簡素」という原則にとらわれず、企業や個人の活力を引き出す、必要な負担は誰もが行うといった視点で抜本的な改革を進めることが必要である。

また、昨今の厳しい経済情勢を考えると、当面の経済再生に必要な税制措置を早急に講じる必要がある。

以上のような視点から、中国経済連合会では、以下のとおり税制改革についての意見を取りまとめ、要望を行うものである。

税制改革に関する要望

1．抜本的な税制改革について

経済のグローバル化や少子高齢化社会の到来など我が国社会の構造変化が進展するなかで、経済を活性化するための政策手段として税制改革が重要になってきている。抜本的な税制改革を進めるにあたっては、現行の税体系にとらわれず、将来の日本の姿を見据えながら、それを実現するための税制を確立する必要がある。

(1) 国際的な整合性のある税制の構築

日本企業の国際競争力を高め、国内産業の空洞化を食い止めるためにも、法人税率をさらに引き下げることによって欧米やアジア諸国と比べても遜色のない税制を構築すべきである。

(2) 課税最低限や累進税率構造の見直し

国民が広く薄く負担を分かち合うために、課税最低限の引き下げおよび累進税率構造の緩和を検討する必要がある。

(3) 世代間の資産移転の促進

民間消費や住宅投資等を拡大するためには、例えば、高齢者から現役世代への資産移転を促進する必要がある。

このため、生前贈与と相続税の一体化など両税について総合的に見直す必要がある。

(4) 地方の自立・発展のための税制の確立

国・地方を通じた行財政改革を徹底したうえで、国と地方の役割分担を明確にし、地方への権限の移譲とあわせて財源の移譲について検討することとされている。

改革工程表および経済財政諮問会議での論点、地方分権改革推進会議での検討課題などについての検討を促進し、真に地方が自立しうる税制度を早期に確立すべきである。

2．早急に講じるべき税制措置

財政収支の均衡を目指すことは重要であるが、当面は企業や個人の活力を引き出すための改革を優先し、経済活性化に即効性のある減税については年度内にも先行して実施する必要がある。

(1) 企業活力の向上や新事業・新産業創出のための税制措置

IT化を支援する税制措置の拡充

世界規模でIT化が進展するなかで、我が国が経済、社会の活力を維持していくためにも、ITの活用は欠かせないが、そのためには、税制面においても以下のようなITの活用を支援する措置を講じていただきたい。

- ・IT関連投資額の一定割合の税額控除
- ・ソフトウェアの購入費の全額の即時償却

なお、ソフトウェア以外の投資についても、減価償却期間の短縮や償却可能限度額の引き上げを検討するなど減価償却制度を見直し、設備投資を促進することが必要である。

研究開発費用への税優遇

研究開発が企業の活力の向上や競争力の強化につながることから、試験研究費の増額分だけでなく、試験研究費の総額を対象とする税額控除制度などにより企業の研究開発コストを軽減し、研究開発を促進することが不可欠である。

産学官連携に関する税制支援制度の確立

産学官連携を促進するための企業の負担費用、共同研究費用、連携活動や研究開発のための寄附金、私立大学等への寄附金などに対して税制の優遇措置を講じていただきたい。

寄附金に関する税制の見直し

地域経済を活性化するには、地元企業や個人など地域社会のサポートが必要であり、民間の協力や支援が行いやすくなるような仕組みが必要である。

このため、地域振興・社会貢献に関する企業や個人の寄附金などについては税制の優遇措置の拡充を検討していただきたい。

新規事業を創出した企業への税優遇

企業が新規事業を起こす環境を整備するためにも、新規事業を創出した企業に対しては以下のような税制措置を講じていただきたい。

- ・ 創業から一定期間の法人税率の軽減
- ・ 欠損金の繰越期間の延長

エンジェル税制の拡充

エンジェル税制の利用を促進するためにも、以下のような措置を講じていただきたい。

- ・ 投資した時点での一定割合の税額控除
- ・ 投資適格対象企業の基準の緩和
- ・ 申請手続きの簡素化
- ・ ベンチャー企業への出資に係る損失の一般所得との通算を許可
- ・ 損失の繰越期間を5年間に延長

(2) 中小企業支援のための税制措置

事業承継に係る相続税の見直し

地域経済の活力を維持するためには、それを支える多様な中小企業が事業を継続し、さらなる発展を遂げることが重要であるので、事業の承継を円滑に進めることが出来るように以下のような措置を講じる必要がある。

- ・ 事業継続を条件とした上での事業用資産にかかる相続税の課税価格の減額率の引き上げ
- ・ 国際的に高い水準にある相続税率や累進税率構造等の見直し

留保金課税制度の廃止

ベンチャー企業は投資家を探しにくく、同族会社になりがちであるが、同族会社の留保金課税制度は、ベンチャー企業が事業を早く軌道に乗せるため、利益を社外に流出させず将来の投資に回すという経営判断を妨げている。

最近では所得税と法人税の税率格差が縮小していること、また、ベンチャー企業においては、利益を内部留保として蓄積することで研究開発や設備への投資を行う必要があることなどから、留保金課税制度を廃止すべきである。

(3) 資産デフレ脱却のための税制措置

証券市場の活性化

経済の活力を高めるには、間接金融に偏重した課税の仕組みを見直し、直接金融に重心を移していくことで、個人の金融資産を証券市場に振り向け、証券市場を活性化させることが必要である。

このため、税制面でインセンティブを与え、投資対象としての株式の魅力を上昇させることが必要であることから、以下のような税制措置を講じる必要がある。

- ・株式の受取配当金について、個人は20%の源泉分離課税で完結し、法人は全額益金不参入とする。

- ・ 株式譲渡益課税について，個人の金融資産を証券市場に振り向ける観点から，投資家にとって簡素でわかりやすい制度とする。

住宅投資における贈与税の見直し

我が国の金融資産は，高齢者がその多くを保有していることから，消費や住宅投資につながりにくい。住宅投資を喚起するためにも，贈与税の減免により世代間の資産移転を促すことが必要である。

このため，父母や祖父母から住宅取得資金の贈与を受けた際の特例の拡充として，非課税枠の550万円を拡大すべきである。

不動産市場の活性化

資産デフレから脱却するためには，不動産の流動化を促進することが不可欠であり，以下のような措置を講じる必要がある。

- ・ 登録免許税の登記手数料化
- ・ 不動産取得税の廃止
- ・ 法人の土地譲渡益重課制度の廃止（課税停止中）
- ・ 個人の土地譲渡益課税の税率引き下げ
- ・ 地価税の廃止（課税停止中）
- ・ 特別土地保有税の廃止

平成14年5月

中国経済連合会

会長

高須 司登